7　服務の状況

（1）職務に専念する義務の概要

職員は、法令や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

（2）消防団員との兼職の状況

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第 10 条の規定により、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、消防団員との兼職が認められています。兼職している職員は、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までで 50 人でした。

また、勤務時間中における消防団の消火活動等については、承認を得て職務に専念する義務を免除される場合があります。

（3）営利企業への従事等の許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することができません。

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの間の地方公務員法第 38 条第１項の規定に基づく営利企業への従事等の許可の状況は次のとおりです。

区　　分	件数	主な事業内容
Ⅰ　営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねる	1 件	公益財団法人役員
Ⅱ　自ら営利企業を営む	4 件	農業、不動産賃貸　等
Ⅲ　報酬を得て事業又は事務に従事	89 件	非常勤講師、統計調査員、成年後見人　等

（4）倫理の確保について

職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に次に掲げる通達等を行いました。

また、平成 17 年 12 月に、伊賀市職員等公益通報条例を制定しており、その中でも、職員が遵守すべき倫理原則等を改めて規定しています。

日　　付	内　　容	発信者
令和７年４月 21 日	職員の交通法規の遵守について	人事課長
令和７年６月 12 日	参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について	副市長
令和７年７月４日	法令等に基づく適正な業務の遂行について	副市長
令和７年８月１日	三重県知事選挙及び三重県議会議員補欠選挙における職員の服務規律の確保について	副市長

令和７年９月 25 日	法令等に基づく適正な業務の遂行について	市長
令和７年 12 月１日	職員の年末年始の綱紀粛正について	副市長
令和８年１月 23 日	衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保	副市長